

第 1 回千代田区特別職報酬等審議会 会議記録

日 時：平成 2 1 年 4 月 2 0 日（月）午前 1 0 時 1 0 分～正午

場 所：千代田区役所 6 階 特別会議室

出席者：（委 員） 9 名（定数 1 0 名、欠席 1 名：平委員）

（説明者） 総務職員課長

（事務局） 政策経営部長、総務職員課長、総務職員課職員

発言者	発言内容
政策経営部長	<p>皆さん、おはようございます。本日は年度初めの何かとご多用なところをお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。</p> <p>それでは、まだお見えになられていない委員さんもいらっしゃいますけれども、只今から千代田区特別職報酬等審議会の発足に先立ちまして、石川区長より皆様方に委嘱状をお渡ししたいと思っております。なお、本日は大山副区長が委嘱状交付に立ち合わせていただいております。</p> <p>順次、お名前を読み上げさせていただき、区長が皆様のところにお届けに上がりますので、その場で委嘱状をお受け取りいただきたいと思っております。よろしいでしょうか。</p> <p>それでは、氏家修様。</p>
区長	<p>委嘱状、氏家修殿。</p> <p>千代田区特別職報酬等審議会委員に委嘱いたします。</p> <p>平成 2 1 年 4 月 2 0 日。</p> <p>どうぞよろしく申し上げます。</p>
氏家委員	<p>よろしく申し上げます。</p>
政策経営部長	<p>岡本光雄様。</p>
区長	<p>岡本光雄殿。以下同じです。よろしく申し上げます。</p>
政策経営部長	<p>長井定江様。</p>
区長	<p>長井定江殿。よろしく申し上げます。</p>
政策経営部長	<p>番敦子様。</p>
区長	<p>番敦子殿。以下同文です。よろしく申し上げます。</p>
政策経営部長	<p>藤原房子様。</p>
区長	<p>藤原房子殿。以下同文です。よろしく申し上げます。</p>
政策経営部長	<p>堀田康彦様。</p>
区長	<p>堀田康彦殿。以下同文です。よろしく申し上げます。</p>
政策経営部長	<p>水野正雄様。</p>
区長	<p>水野正雄殿。どうぞよろしく申し上げます。</p>
政策経営部長	<p>武藤博己様。</p>

区長	武藤博己殿。以下同文です。よろしくお願いいたします。
武藤委員	ありがとうございます。よろしくお願いいたします。
政策経営部長	以上で委嘱状の交付は終了いたしました。 ここで、石川区長より皆様にご挨拶を申し上げます。
区長	<p>皆さん、おはようございます。皆様方には大変ご多忙のところ、報酬等審議会委員をお引き受けいただきまして大変ありがとうございます。どうぞよろしくお願いいたしますと思います。</p> <p>大変、日本の社会は今、景気が急速に悪化をしているという状況がありまして、先行きが非常に不透明という社会の状況でございます。一方、民間の給与について巷で言われていることは、夏季一時金が減額になるという状況もありまして、10%ぐらい減るのではないかと。</p> <p>一方、国は人事院が臨時に民間の給与実態、通常は8月頃答申なんですけれども、臨時調査をして、夏季手当について5月に臨時の勧告をすると。どうも民間と連動でマイナスということが出るのではないかとというお話も出ております。</p> <p>このように、極めて全体的に社会を取り巻く状況は、給与あるいは私たちの給料も含めて、議員の報酬等についても大変状況は必ずしも芳しくないという状況があらうかと思っております。</p> <p>その中で、私のところの報酬等審議会は、3年に一遍ずつ報酬等審議会で議論をいただくということになっております。過去は平成18年に議論をいただきまして、答申をいただいて現在に至っているというのが現状でございます。後ほど、様々な資料の説明があらうかと思っておりますけれども、どうか現下におかれている経済環境の中で、皆様方に大所高所から、あるいは区民の目線で報酬等についてのご議論をいただきたいと思っております。特に私のところの条例は、後ほど説明がございましたが、直接報酬だけでございます。例えば、区長、特別職の報酬、それから給与ですか。あるいは議員さんの報酬というだけでございますが、昨今の状況から、ご承知のとおり、関連する部門というのが様々な議論がなされておりますので、そうした部分についてもご議論を賜りたいと思っております。</p> <p>例えば、資料6をご覧くださいますと、各区によって報酬審のとらえ方は違いますが、例えば、港区をご覧くださいますと、費用弁償に関する協議、あるいは政務調査費に関する論議等も出ております。私のところは報酬審はあくまでも給料と議員さんの報酬ということになっておりますが、関連があらうかというようなそうした点についてのご議論を賜りたいと思っております。</p> <p>それから、昨今の状況においては、ご承知のとおり、選管委員等の行政委員についてどういう議論になるかということもご承知であろうと思っております。こうした行政委員については月額で報酬が出ておりますが、日額の議論だとか、様々な議論が出ておりますので、そうしたことについても関連としてご議論を賜ればと思っておりますが、今日はそうした部分まではしっかりと資料が出ていけませんので、皆様方から様々なご議論をいただく中で追加で資料を出ささせていただいて、今日の、まさに特別職、議員あるいは行政委員の全般的な報酬についてのご議論を賜れば幸いであろうと思っております。</p> <p>大変措辞なご挨拶を申し上げましたが、どうぞ忌憚のないご意見を賜りまして、審議をおまとめいただければと思っております。特に、実は、願わくば、こうした審議についてのまとめの時期というのを、申し上げるのは大変失礼に当たらうかと思っておりますけれども、ぜひ秋ぐらいまでにおま</p>

<p>政策経営部長</p>	<p>とめいただければ幸いですというふうに思っていますので、重ねてお願いをしましてご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願ひいたします。</p> <p>以上で、委嘱状交付式を終わらせていただきます。</p> <p>只今、報酬等審議会が発足したことになります。どうぞよろしくお願ひいたします。</p> <p>それでは、第1回審議会を開会する前に、本日、初めてということですのでございますので、委員の皆様をご紹介したいと思ひます。名簿の順にご紹介させていただきますので、恐れ入りますけれども、一言ご挨拶をお願ひしたいと思ひます。</p> <p>まず、最初、千代田区連合町会長協議会会長、安部金次郎さん。少し遅れて来られるということですのでございます。</p> <p>続きまして、連合千代田地区協議会副議長、氏家修様。</p>
<p>氏家委員</p>	<p>はい。連合千代田地区協議会ということで、労働組合の連合の地域協議会の副議長をやっています氏家と申します。</p> <p>通常は新日鐵の本社の労働組合の組合長として仕事をしております。今回、私、経験がない中、審議会委員ということでやらせていただくんですけれども、まさに労働組合は春闘がちょうどほぼ終わって、賃金改定をなされたところでもありますので、そういったことも踏まえて議論をさせていただきますと思ひますので、よろしくお願ひします。</p>
<p>政策経営部長</p>	<p>ありがとうございます。</p> <p>続きまして、千代田区政務調査研究費交付額等審査会会長、岡本光雄様でございます。</p>
<p>岡本委員</p>	<p>改めまして、おはようございます。</p> <p>私は、前回から、今回、たしか2回目でございますして、前回のときはもう再選されなくてもいいようなことも言って、かなり区長さんにもいろいろなることを申し上げさせていただきましたけれども、今回は、先ほども挨拶の中に取り込まれておりましたので、最近、行政委員会の委員の報酬等が、大津地裁の判決以来、結構話題を呼んでおりますので、その辺もどうかということ、ちょっと内々に事務局にご連絡をさせていただいておりますけれども、皆様方の意見をお聞きしてというふうに思っています。</p> <p>一応、昼間の千代田区の住民でございますして、町村議会議長会というところにおりまして、議員さんを大体相手に、いろいろな議会の制度とか、運営とか、あるいは報酬とか、最近議員の年金問題が非常に話題になっていると思ひますけれども、やらせていただいております。この審議会も主に、対象の数が多いのは議員さん。区長さん、議長さんは1人しかおりませんので、まさに議員の報酬をどうするかということが一番分量的には多いのでというふうに理解をしております。今、見ましたら政務調査費も報酬審の対象に入っているところもありまして、私もどうしようかなというのが意識の中でありましたけれども、千代田区の場合はもう数年前から政務調査費の審査会を議会のほうで別枠で置いておりました、法律の根拠がちょっと違うということでもございましたが、やっておりますので、そこら辺とのすみ分けもどうするかということもちょっと皆さんに意見を聞きたいというふうに思っております。</p> <p>それから、議員が、やはり一番分かりやすいのは、報酬だけではなくて、費用弁償とか政務調査費とかトータルに、つまり区民が、区長さんもそうですけれども、どれだけ自分たちの代表の活動コストを負担するのかというのが非常に分かりやすい、またそういう意識を持ってきたと。</p>

	<p>自分たちの代表が自分たちのためにいい活動をしてもらおうと。そのためには、やはりどうしてもサポート、いろいろなサポートがありますけども、財政的なサポートをどのぐらいするのかというのがこの報酬審の1つの基準だろうと私は思っておりますので、そういう観点から、分かりやすい議論をして答申を書いていくというのが求められているかなというふうに思っております。</p> <p>それから、もう1つは3年に一度ということでございますけれども、この辺も3年の、3の数字がいいのか、今後もこの3年ベースで行くのかと。予算は毎年単年度でございますけれども、その辺とのどうかというの、ちょっと議論していただくと。それから、対象を拡げるとなると多分これは条例改正が要りますので、これは3月定例会では間に合いませんでしたので、一番直近ではおそらく6月定例会だと思いますから、その前にもし皆さん方のご了解といいますか、合意ができれば、多少、この対象を拡げることになると、この中に書き込まなければいけませんので、その辺のところもまたいろいろ教えていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしく申し上げます。</p>
政策経営部長	<p>ありがとうございました。続きまして、日本公認会計士協会千代田会の平真美さん。今日は所用により欠席でございます。</p> <p>続きまして、富士見地区町会連合会婦人部長、長井定江様。よろしく申し上げます。</p>
長井委員	<p>おはようございます。私は、千代田区婦人協議団体のほうから、町会連合会婦人部長として出席いたしました。こういう席は初めてでございます、お勤めも1日もしたことがない主婦でございます、本当に、福地さんの後を受けまして、お勉強をさせていただくようなつもりで出てまいりました。どうぞよろしく願い申し上げます。</p>
政策経営部長	<p>ありがとうございました。</p> <p>続きまして、千代田区情報公開・個人情報保護審査会の番敦子様。よろしく申し上げます。</p>
番委員	<p>おはようございます。弁護士の番敦子と申します。</p> <p>弁護士登録以来、千代田区に事務所がありまして、今は独立して平河町に事務所を持っております。</p> <p>こちらの情報公開・個人情報保護審査会に、もう何年前からちょっと自分で分からないぐらい委員をさせていただいてはいるんですが、とても何もないので、楽をさせていただきまして、あまりお役に立っていないのではないかと考えております。</p> <p>報酬についてはあまり私としては知識はないのですが、いろいろ教えていただいて、勉強のつもりで議論をさせていただきたいと思っております。よろしく願いいたします。</p>
政策経営部長	<p>どうもありがとうございました。</p> <p>続きまして、ジャーナリストで、千代田区男女平等推進区民会議の会長でいらっしゃいます、藤原房子様。</p>
藤原委員	<p>藤原でございます。</p> <p>私は、元新聞記者でありまして、大学を出てからずっと新聞社の正社員ということで、男女平等賃金をもらい続けてきて、やめてから、会社の非常勤嘱託になって、勤務の割に報酬が高過ぎるのかなと思ったり、あるいは逆かなと思ったり、報酬の算定根拠って、よく分からないと。それから、財団の理事長もいたしましたし、東京都の監査委員もいたし</p>

	<p>ましたし、ボランティアでいろいろなところで仕事をして、いただいたり、もらわなかったり、いろいろなことをしているんですけども、全体として報酬というのは自他ともに納得のできる算定根拠というものをどのように考えたらいいかいつも迷っておりまして、ここで何回目、二度目ですか、伺って、さて今回はどうしたものかなと今思っていたところでございます。また、よろしくいろいろ勉強をさせていただきたいと思えます。</p>
政策経営部長	<p>ありがとうございました。 続きまして、東京商工会議所千代田支部会長、堀田康彦さんです。</p>
堀田委員	<p>堀田でございます。よろしくお願ひします。 私も、藤原さん、岡本さんと同様に2回目の審議委員になりました。なかなか難しい仕事だなというふうに、前回の経験で感じております。しかし、区民の大勢の方々にとっても関心があることですので、できるだけ合理性のある、みんなに理解を得られるような結論が出せればというふうに思えます。よろしくお願ひします。</p>
政策経営部長	<p>ありがとうございました。続きまして、千代田区議会議員待遇者会、水野正雄様でございます。</p>
水野委員	<p>皆さん、おはようございます。私は、議員OBの立場で参画をさせていただいたと。今回で4回目になりますが、皆さんから、いろいろ区民の立場に立ったお話を伺いながら、ひとつ謙虚にやらせていただきたいと、こう思っているんです。どうぞよろしくお願ひします。</p>
政策経営部長	<p>ありがとうございました。 最後に、法政大学大学院教授の武藤博己様。よろしくお願ひします。</p>
武藤委員	<p>法政大学の武藤と申します。 私は、千代田区との関わりという意味では、学生時代に千代田区に通い始めた、高校時代からですね。通い始めたというところですから、もう、何年だ。大分長くなりますけれども、千代田区に関しては基本構想の委員会であるとか、医療体制の改革の委員会というようなことに関わってきております。また、法政大学自身が千代田区とも随分と関わりがありますので、私も精一杯ご協力させていただきたいと思えます。この手の審議会は初めてですが、専門が行政学という立場であることから、教科書なんかでもこういう報酬について解説をするということはあるのですが、その理由がどういう根拠でどう考えるかというところまではあまり深く考えたことがないものですから、今回のこの審議会を契機にして、本来のあるべき首長、議員さん等の報酬がどうあるべきかということを考えていきたいというふうに思っております。どうぞよろしくお願ひいたします。</p>
政策経営部長	<p>ありがとうございました。 続きまして、職員をご紹介させていただきます。 副区長の大山でございます。</p>
副区長	<p>大山でございます。よろしくお願ひいたします。</p>
政策経営部長	<p>あと、事務局でございますけれども、私、政策経営部長の山崎と申します。よろしくお願ひします。 あと、総務職員課の保科でございます。</p>

総務職員課長	保科でございます。よろしくお願いいたします。
政策経営部長	それでは、続きまして、千代田区特別職報酬等審議会条例第5条に基づきまして、当審議会の会長を互選により選出していただきたいと存じます。このことにつきまして、ご意見等はございますでしょうか。
水野委員	大学の先生がいらしておりますので、ぜひ、大変力をいただき過ぎるような感じですが、ぜひひとつ会長をやっていただきたい。武藤先生にお願いしたいと思います。よろしくどうぞ。
政策経営部長	ただいま、水野委員から、武藤委員のご推薦がありました。お諮りいたします。武藤委員の会長就任にご異議はございませんでしょうか。
	(「異議なし」の声あり)
政策経営部長	ありがとうございます。ご異議なしという発言がございましたので、大変恐縮ではございますけれども、武藤委員に審議会の会長をお願いしたいと存じます。 それでは、ここで石川区長から武藤会長に、特別職の報酬等についての諮問をさせていただきたいと思います。どうぞ。
区長	千代田区特別職の報酬等について諮問します。 千代田区特別職報酬等審議会条例第2条の規定に基づき、下記について諮問いたします。
	記 1、千代田区議会議員の議員報酬の額の定め方並びに千代田区長及び副区長の給料の額の定め方について。 2、千代田区議会議員の議員報酬の額の適否並びに千代田区長及び副区長の給料の額の適否について。 よろしく申し上げます。
政策経営部長	大変恐れ入りますけれども、ここで、区長、副区長は所用により中座させていただきますので、ご了承願いたいと思います。
区長	よろしくお願いいたします。
政策経営部長	それでは、この後は武藤会長に議事進行をお願いしたいと存じます。武藤会長、よろしくお願いいたします。
武藤会長	会長を務めさせていただくことになりました、武藤でございます。答申までの間、皆様、ご協力のほどどうぞよろしくお願いいたします。 審議に先立ちまして、千代田区特別職報酬等審議会条例第5条により、あらかじめ会長の職務代理者を指名する必要があります。堀田委員を会長の職務代理に指名したいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。
	(「異議なし」の声あり)
武藤会長	異議なしのご発言がございましたので、堀田委員に会長の職務代理をお願いしたいと存じます。どうぞよろしくお願いいたします。 まず初めに、当審議会の運営についてお諮りいたします。当審議会は

	<p>公開といたしたいと存じますが、いかがでしょうか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p>
武藤会長	<p>異議なしとのご発言がございましたので、そのように決定いたします。それでは、事務局から説明をお願いいたします。</p>
政策経営部長	<p>それでは、私から諮問内容についてご説明申し上げたいと思います。資料1をご覧いただきたいと思います。先ほど区長が朗読したものでございますけれども。</p>
武藤会長	<p>すみません、そこ、私のほうで読み上げるということなので、もう一度。すみません。</p> <p>諮問事項について、千代田区議会議員の議員報酬の額の定め方並びに千代田区長及び副区長の給料の額の定め方についてが1でございます。2として、千代田区議会議員の議員報酬の額の適否並びに千代田区長及び副区長の給料の額の適否についてということでございます。</p> <p>この後、事務局からご説明いただき、委員の皆様にも共通認識を持っていただいた上で、自由に議論をいただきたいと存じます。</p> <p>それでは、説明をよろしく申し上げます。</p>
政策経営部長	<p>私のほうから諮問の内容につきましてご説明申し上げます。</p> <p>資料1でございます。今回の報酬等審議会の諮問内容ということでございますけれども、今回の審議会には、ただいま会長からもお話がありましたけれども、1点目は議員の議員報酬の額の定め方並びに区長及び副区長の給料の額の定め方ということでございまして、ここにつきましては、冒頭、区長も申し上げましたけれども、報酬月額や、あるいは給料月額だけでなく、年収総体の点からも区民の皆様にご理解をいただける額の定め方についてお諮りしたいというふうに考えてございます。</p> <p>もう1点は、区議会議員の議員報酬の額並びに区長及び副区長の給料の額の適否についてということで、すなわち現在の議員報酬、区長・副区長の給料が適正かどうかについてお諮りするものでございます。本区における議員の議員報酬、区長・副区長の給料につきましては、平成18年に約1%引き下げる旨の答申をいただき、平成18年の11月に報酬額及び給料額を引き下げる改定を実施いたしました。改定から現在までの社会経済情勢並びに地方自治体経営状況あるいは地方行政に対する世論の動向等も踏まえていただきながら、ご審議の上、ご答申をお願いしたいというふうに考えております。どうぞよろしくをお願いいたします。</p>
武藤会長	<p>それでは、審議に当たり、お手元に資料をお配りしておりますので、資料について事務局から説明をお願いいたします。</p> <p>資料に対する質疑は説明終了後にまとめて行いますので、ご了承をお願いいたします。</p> <p>それでは、事務局から説明をよろしくをお願いいたします。</p>
総務職員課長	<p>総務職員課長の保科でございます。私のほうから資料の説明をさせていただきます。</p> <p>お手元に、何点か資料をお配りさせていただいております。まずは右肩に資料4と書いてございます、A4の横のものが入っていると思いますが、資料4でございます。この資料は、これまでの特別職報酬等審議会の審議の答申の結果をまとめたものでございます。一番右の欄。これが平成9年7月16日にご答申いただいた中身でございます。この当時は区長、副区長、当時は収入役という職があったわけでございます</p>

	<p>が、区長・副区長・収入役につきましてはおおむね3%ほどのアップ、増額のご答申をいただきました。また、議長、副議長も3%程度。あと、区議会の、これは特別委員会、常任委員会の委員長、副委員長、あと、役づきのない議員さんにつきましては約5%という、これは引き上げでございます。それが平成9年の答申でございます。</p> <p>その後、3年に一度ずつ報酬審を開会しておったわけですが、平成15年までずっとこの額で据え置き形になってございまして、表の真ん中の、これは平成15年5月28日の答申でございますが、このときも据え置きというご答申です。ただ、平成15年は下の欄に書いてございまして、期末手当、いわゆるボーナスに相当する部分を、今までは職員の例によるということになっていまして、これを3.8月で固定をしております。ここが1点、変更点がございました。</p> <p>というのは、私どもの給与体系が、昨今、いわゆる成績率といまして、地方公務員も成績、いわゆる目標管理等々で成績を勘案するというところで、ボーナスが期末手当という部分と、あと勤勉手当、いわゆる勤勉手当は成績で上下するわけですが、導入されております。昨今の傾向といたしまして、成績率の幅を上げるということで、徐々に期末手当、いわゆる定額部分が引き下がっているという状況がありまして、このとき、3.8月固定という形に取り扱いをさせていただいております。それが平成15年の変更点でございます。</p> <p>それから、前回、平成18年7月31日にご答申いただいたのが一番左の列でございまして、このときはおおむね1%の減額のご答申をいただきました。多少、1%端数が出てございますが、基本的に報酬、給与の定め方といたしまして、1,000円単位の表記をするという取り扱いをさせていただく関係で、このような形になってございます。これが過去の報酬の改定状況の一覧でございます。</p> <p>次が、そのすぐ後ろに資料5という、これもA4の横の。</p>
<p>政策経営部長</p>	<p>説明の途中ですけれども、安部委員、一言ご挨拶をいただければと思います。</p>
<p>安部委員</p>	<p>わかりました。すみません、ちょっと手違いで遅刻しまして、大変申し訳ありません。どうぞ、会議、よろしく願いいたします。</p>
<p>総務職員課長</p>	<p>安部委員、今、お手元の資料の資料4のところ、お手元の資料をちょっとおめくりいただきまして、資料4の説明をさせていただいたところでございます。今、資料4の一番左の列、前回の答申で約1%の減額の答申をいただきまして、その結果、今現在、区長の給料が月額116万5,000円、副区長が93万1,000円という形の、今、定めがなされているところまでご説明をさせていただきました。</p> <p>次が資料5、その次のページの資料5でございます。A4の横になってございます。区長、副区長、議員の報酬の明細でございます。一番上、1の(1)が区長、副区長の給料の構造でございまして、区長、副区長の毎月の給料につきましては、先ほど申し上げた116万5,000円が区長、93万1,000円が副区長ですが、この給料本体に地域手当という手当がついてございます。これは本来的には12%でございます。後ほどご説明申し上げますが、区長、副区長は特例条例を定めて減額措置をしておりますので、12%ではないわけでございますが、地域手当というのがついています。これが議員の報酬と最大の相違点でございます。区長は常勤の特別職、議員さんは非常勤の特別職ということで、名前も区長は給与、議員さんは報酬と言いが異なっているわけでございます。それに加えて、この地域手当というものがついているということでございます。</p>

そのほかに違うのは、区長、副区長につきましては常勤ということで通勤手当、6か月の定期券でございます。ただ、区長はご案内のとおり、区内にお住まいですので、通勤手当は出ておりませんが、その違いがございます。

それからあと、期末手当でございます。期末手当につきましては、1の(2)のとおり、給料本体に地域手当を加えて、それに(C)職務段階加算というもの、これは給料と地域手当の20%相当でございます。それに管理職加算相当ということで、給料本体の25%相当です。これが加算されまして、これに先ほど申し上げた3.8月というのが期末手当でございます。

その下の議員報酬につきましては報酬本体しかございません。地域手当はありません。区長、副区長と違うところは、当然非常勤ですので、通勤手当という形も出てございません。ただし、そのかわりに費用弁償ということで、現在、公務1日当たり5,000円でございます。後ほどご説明申し上げますが、この費用弁償につきましても、金額は各区ばらばらでございます。昨今の傾向として、区民の皆さんの見目が厳しいということもございまして、費用弁償を廃止している自治体、さらには実費で支給するというような自治体も出てきている状況でございます。

また議員さんの期末手当につきましては、地域手当がない関係で、給料と、(B)加算とありますが、上の職務段階の20%、管理職の25%相当、合わせて45%の加算措置がございまして、これに3.8月を乗ずるとというのが期末手当の額でございます。

なお、一番下に一般職員の給与を参考ということで書いてございますが、一般職員と区長、副区長の最大の相違点というのは、一般職員にある各種手当、いわゆる扶養手当とか住居手当とか、あとは管理職にはございませんが、一般職員にはいわゆる超過勤務手当、時間外勤務ということ。こうしたものがないというのが大きな特徴でございます。

あと、先ほども申し上げました職務段階加算、管理職加算というのは、私どもの区の職員が職務段階加算と申し上げますのは、私ども通常の一般の職員、職層名は主事というわけですが、試験に受かると主任主事になって、係長になって、総括係長になって、課長になって、部長になるという形になるんです。各々の職務に応じて、5%から20%、加算措置がございまして、これに準拠して、区長、副区長にも加算措置をつけている。さらに管理職につきましては、管理職手当ということで15%から20%、現に我々は今、定額制になっているわけですが、その加算がついていまして、これに準拠して、区長と議員さんにつきましては25%増の管理職加算相当がついているというような仕組みになってございます。これが給与のつくりの明細でございます。

なお冒頭、岡本委員のほうからもお話がございましたとおり、議員さんにつきましては若干性質が違うわけですが、このほかに政務調査費というものが会派ごとに月額15万円の支出がされているという形になってございます。

続きまして、資料6でございます。A3縦の大きな表でございます。資料6につきましては、東京23特別区並びに、一番下に東京都がございまして、各区の直近の特別職の報酬等審議会の答申の状況をまとめたものでございます。

区によって、おおむね3年に1回のところ、毎年やるところ、あと常設のところと取り扱いはまちまちでございますが、千代田区は本年開催ということで、中央区は開催の予定がなく、3番目の港区さんは今年の2月に答申がされまして、給料月額報酬は据え置きというご答申だそうでございます。あと、港区さんは費用弁償、政務調査費の答申対象となっているということでございまして、費用弁償につきましては実費弁償

とするなど見直しが必要な時期に来ている旨の答申をいただいたということでございます。また政務調査費につきましては、より一層の透明性の向上に図るべきというご答申だそうでございます。

また、その下の新宿区さんにつきましては、諮問はしなかったということでございます。文京区は開催予定なし。台東区さんも諮問はせず、意見聴取のみ。墨田区さん、江東区さん、品川区さん、目黒区さん、大田区さんは開催がございません。世田谷区さんでございますが、昨年1月19日に答申がございまして、地域手当引き上げに伴い、給料につきまして1.32%引き下げということでございます。これはちょっと本日、資料を用意していないんですか、実はこの地域手当といいますのが、平成18年から、当時は12%だったんですが、今現在、国のほうで年次を追って引き上げて、最終的に18%まで引き上げるということになっています。地域手当を引き上げるんですけども、そのかわりに給料本体を引き下げる。したがって、総体としては変わらない。今年1月1日から特別区の私ども一般職員の地域手当につきましては16%になってございます。ちなみに、去年は14.5%でした。16%に引き上げがされている。引き上げた分だけ給料本体を引き下げています。この関係で世田谷区さんにつきましては、地域手当を引き上げるけれども、その分、給料月額を引き下げなさいと。したがって、トータルとしては金額が変わらないようにしなさいというご答申だそうです。議員の報酬につきましては、ご案内のとおり、地域手当がございませんので据え置き、政務調査費も据え置きという答申だそうでございます。

中野区さんも同じく据え置きだそうでございます。ただ、中野区さんにつきましては後ほどご説明申し上げますが、20年1月31日、昨年1月に答申がございまして、特別職の地域手当を廃止して、地域手当の支給割合と同程度を給料に組み入れる。先ほど申し上げましたとおり、当時12%の地域手当でございましたので、例えば区長の報酬が100万、地域手当が12%つくると112万という金額になるわけでございますが、地域手当を廃止して、給料本体を112万にしなさいというご答申だそうでございます。なお、当然給料本体を上げると、退職手当等にはね返る、退職手当が増えてしまうという現象が出ますので、それは調整をしなさいという答申だそうでございます。

その下の15番目、杉並区さんにつきましては意見聴取のみ。

豊島区さんにつきましても、先ほどの世田谷区さんと同じように、地域手当を引き上げるけれども、給料本体は引き下げなさい、総体として収入が変わらないようにしなさいというご答申だそうでございます。議員の報酬、政務調査費は据え置きの答申だそうでございます。

次の北区さんは、特別区の人事委員会勧告を尊重すべきであるというような答申でございます。また、ここは行政委員の報酬額についての答申がございまして、他区との均衡に留意した額という答申だそうでございます。

荒川区さんはなし。

板橋区さんにつきましては給料月額、報酬、両方とも据え置きだそうでございます。また、行政委員の報酬につきましては、今後さらに詳細な検討が必要というご答申だそうでございます。

練馬区さん、足立区さんにつきましても実績なしということでした。

葛飾区さんにつきましては、今年の1月の答申でございますが、給料月額、報酬ともに据え置き。

それから江戸川区さんは昨年でございますが、諮問はしていない、なかったということでございます。

ちなみに一番下、東京都でございます。東京都につきましては、先ほど申し上げた世田谷区さん、あとは豊島区さんと同じく地域手当を引き上げる。そのかわり、報酬本体を1.27%引き下げる。結果として、

知事の給料額については変動がないようにするという答申だそうでございます。議員の報酬も据え置き、政務調査費も据え置きというご答申だそうでございます。

それから、次に進めさせていただきます。次が資料7でございます。各種手当の支給状況。今まで若干お話しした中身を一覧表にまとめたものでございます。表の左から常勤の特別職、区長、副区長。あと非常勤の特別職、議長、副議長、議員さん。議員さんの中には当然、委員長、副委員長も含んでございます。あとは一般職。これは教育長も一般職でございます。あと、私ども一般職員というのを一覧にしたものでございます。報酬又は給料はすべて支給。先ほど申し上げましたとおり、非常勤の特別職だけは地域手当がないという状況です。あと、管理職手当という部分につきましても、一般職員以外はございません。あと、通勤手当は常勤の者以外は出ていない。ただし、非常勤の特別職につきましても通勤手当にかえて費用弁償という形の金額が出ている。期末手当はすべて支給。あと、勤勉手当。これも先ほど申し上げましたが、いわゆる成績率が加味される部分になります。これは当然のことながら、特別職の場合はなし。その他といいますのは、先ほど申し上げた、例えば扶養手当とか住居手当、あとは超過勤務手当とか、これは当然のことながら、一般職員にしかございません。ということで、これが各種手当の支給状況の一览表でございます。

それから、その次が資料8でございます。その次のページに載っているとところです。報酬決定の原則・区長との年収対比ということでA4横になってございます。これまでの報酬決定の原則ということで、これは今までの決め方ということでご理解いただきたいと思っております。当然こうでなくてはいけないというものではございません。現在の区長の報酬額、これは月額給与でございますが、116万5,000円でございます。ここを100といたしまして、おおむね区長の80%ということで副区長の給料額を決めさせていただいてございまして、93万1,000円。それから議長につきましても副区長と同額ということで、同じく93万1,000円という決め方になってございます。また副議長につきましても、教育長と同額。教育長というのはおおむね区長の70%の設定にさせていただきましますので、81万5,000円。あとは議会の特別委員会、あと常任委員会の委員長につきましても議員の報酬の110%、1割増しということで、現在68万5,000円という額でございます。副委員長につきましても議員の5%増し、105%ということで65万4,000円。議員さんにつきましても、区長のおおむね半分、50%ということで月額62万3,000円でございます。これが今までの報酬決定の原則でございます。これにつきましても、先ほど申し上げた区長と副区長は給料月額に地域手当という手当があるわけでございますが、議員さんにはありません。ということで、地域手当を含めると、この数字は若干違ってくるといような感じがございまして、一応今までの報酬決定の大まかな目安というあたりでご理解いただければありがたいなと思っております。

それから、次が資料9でございます。A3の何枚かのつづりになってございます。非常に細かい資料で目がちらちらするわけでございますが、これは私どものほうで調べさせていただいてございます東京23区の特別職の報酬等の年収の一览表でございます。

まずざっとご説明申し上げますと、資料9-1、一番最初のページが条例上の区長の給料額、期末手当額の23区の一覧表でございます。1番が千代田区、23番が江戸川区ということです。今現在の区長の給料月額は116万5,000円ということで、23区の中では4番目でございます。ちなみに一番高いのは14番の中野区さんで125万4,000円になってございますが、これは先ほどご説明したとおり、地域手当を

廃止して、その部分を給与月額に加算してございます。ということで、見た目上の給料月額が高くなっているという状況です。ただし、ずっと横に見ていただきまして、左から3列目、報酬年額で見ますと、今お話しした中野区さんにつきましては23区中の21番目、2,137万5,684円という形でございます。ということで、地域手当を加算した部分、もろもろの手当の部分で調整をかけているというような形になってございます。

ちなみに千代田区長につきましては一番上の行でございます。今現在、給料月額、あと期末手当等々含めた年収といたしましては、2,271万4,238円ということで、23区中は2番目ということでございます。

これが条例の本則でございます。現実問題といたしましては、各区の区長さんはこの条例上の給料をもらっていませんで、自ら特例の条例を定めて、いわゆる減額をしてございます。私どもの区長も減額をしてございまして、それが1枚おめくりいただきました次の表でございます。特例条例等による減額後の計算ということで、今現在、千代田区長につきましては、先ほどの地域手当が条例本則は12%なのですが、これを半分、6%。表の左から6列目、6%に減額をしてございます。この関係で、今現在、千代田区長の年収額といたしましては右から2つ目の列、2,187万5,438円ということで、23区中12番目、ちょうど真ん中辺ということでございます。各区、区長さんで給料を減額したりとか、さまざまな取り組みがなされているわけでございますが、総じて、こういうふうな形ということでございます。

それからもう一枚おめくりいただきまして、次が副区長の給料の額でございます。3枚目でございます。これも条例上でございます。表の一番上が千代田区でございますが、左から4列目、93万1,000円というのが副区長の給与の月額でございます。この金額そのものは今、23区中5番目。ちなみに一番高いのは、これも14の中野区さんですが、先ほど申し上げたとおり、地域手当を廃止して、その部分が給与月額に加算されているということで、見た目上の報酬月額が増えているということでございます。

ちなみに右から3列目、年収ベースで見ますと、千代田区の副区長が1,815万1,893円ということで、一応条例上は23区中、一番高い金額になってございます。ただし、これももう一枚おめくりください。副区長につきましても区長と同じく減額措置をしてございます。4枚目の資料の左から6列目ですが、区長と同じく地域手当12%のところを6%、半分にしている関係上、今、千代田区の副区長の年収といたしましては右から2つ目の列、1,748万1,573円ということで、23区中15番目という形でございます。

また、もう一枚おめくりいただきまして、議員さんの報酬でございます。まず、これが23区の議長の報酬でございます。一番高いのが表の一番下でございます。江戸川区さんの議長が95万6,000円ということで、報酬月額としては一番高いという形になってございます。ちなみに、千代田区の議長は93万1,000円ということで、23区中6番目でございます。ただ、期末手当を含めた総体といたしましては、千代田区議会議長は1,630万1,810円。右から2つ目の列でございます。23区中2番目ということでございます。この違いが出てくるのはちょうど中ほどから1つ右の列、②期末手当の支給月数という欄がございまして、この月数が各区ばらばらでございます。最も高いところは杉並区さんで3.95月です。最も安いところで3.5月というところもございまして。大体3.7とか3.6あたりで集中しているわけでございますが、千代田区は3.8月ということで、こういう形になっているということでございます。

また、もう一枚おめくりいただきまして、副議長でございます。副議

長につきましては、報酬の月額が千代田区は81万5,000円ということで、数字上は23区で一番高い金額でございます。2番目が下から4つ目ですけど、21番の足立区さんが81万3,000円ということでございますので、2,000円の差でございますが、こうした形になってございます。ちなみに副議長の年収といたしましては、右から2つ目の欄、1,427万650円という形でございます。

また、同様にもう一枚おめくりいただきまして、委員長でございます。委員長につきましては、先ほど申し上げましたとおり、一般の議員さんのおおむね1割増しという設定でございますが、千代田区の常任委員会、特別委員会の委員長は一番上の行でございます。月額68万5,000円という報酬額でございます。これも2番目が足立区さんで68万でございます、5,000円の差ということでございます。年収で見ますと、右から2つ目の欄、1,199万4,350円ということでございます。

またもう一枚おめくりいただきまして、その次のページが常任委員会、特別委員会の副委員長でございます。副委員長は先ほど申し上げましたとおり、議員報酬のおおむね5%増しという設定が千代田区の過去の例でございますが、今現在、65万4,000円ということでございます。年収といたしますと、右から2つ目の欄、1,145万1,540円というのが年収でございます。

また、一番最後のページでございます。これが議員さんでございます。一般の議員。何も役職のない議員さんでございます。千代田区の場合は報酬月額が62万3,000円。年収といたしまして、右から2つ目の欄、1,090万8,730円ということで、こういうような形になってございます。

ちなみに区長、副区長につきましては減額措置をしておりますが、今現在、議員報酬につきましては特段減額措置がございませんので、この金額がいわゆる支給総額という形になってございます。

それから次に進めさせていただきまして、資料10でございます。A4の縦1枚で資料10という資料を入れさせていただいております。この資料が特別区人事委員会の勧告と区部の消費者物価の推移ということで、前回、3年前にこの特別職報酬等審議会でも1%減というご答申をいただきましたが、その根拠は、この資料には記載がございませんが、前々回の改定時である平成9年を基準(100とした場合)、平成17年10月の人事委員会勧告がマイナス1ということでありまして、この数字を根拠におおむね1%削減という形のご答申をちょうだいいたしました。その後の勧告を見ますと、18年10月の勧告がマイナス0.41、19年、20年は改定がないということで、21年の改定がまだわかりませんが、今のところ、18年を100とすると、20年現在、99.59という数字でございます。

また、区部の消費者物価でございますが、昨年までは例のガソリンが急に上がったとか、もろもろがありまして、消費者物価は上昇傾向になったわけございまして、20年度は101.1ということで、1.1%ぐらいの上昇ということでございました。ここ1月、2月を見ますと、下の欄外に書いてございますが、1月が100.6、2月が100.3ということで、逆に物価は下がっている状況でございます。統計数字ですので、発表まで若干時間がかかるわけでございますが、直近のデータとしては、こんなような状況ということでございます。

また、次に資料11でございます。これもA4の縦の一覧表でございます。先ほどから何度かお話ししてございます区長、副区長の地域手当のパーセンテージ、期末手当の率・何か月、さらには退職手当の支給率を一覧表にまとめさせていただいたものでございます。千代田区につきましては、先ほど申し上げましたとおり、地域手当は現在6%に減額してございます。12%と書いてあるところが多いわけでございますが、

これは平成18年度当時が12%。13になったり、14.5になったり、まちまちでございます。私ども職員の例によりますと、13%というのは平成19年から私ども職員が13%になっています。平成20年から14.5%になっています。21年から16%ということで、おおむねパーセンテージがずれているところは報酬審の開催状況にもよると思えますけれども、職員の改定がなされたので、それに準じて地域手当を引き下げて、区長、副区長の給料月額を逆に引き下げるという取り組みがなされた結果、こんな格好になっているのかなと思っております。この中で特徴的なのは、中野区さんだけが地域手当を廃止しているということでございます。

また、期末手当の支給率につきましてもまちまちでございます。千代田区は3.8ということでございますが、一番高いところは杉並区さんで3.95という形でございます。議員さんにつきましては、14番目の中野区さんについては区長、副区長の期末手当が3.48でございます。議員が3.55。これは地域手当の部分の廃止した関係で給与月額が増えてしまいますので、その部分を減額調整したと思われれます。その他につきましては、渋谷区と豊島区を除いた20区が、区長、副区長と議員さんの期末手当の支給率は同額という状況でございます。

また、退職手当。これはご案内のとおり、常勤ですから、区長と副区長しか退職手当はないわけでございますが、これの率でございます。23区すべてが勤続期間1年につき何か月という決め方になってございまして、千代田区の区長は1年につき5.5カ月。任期が4年でございますので、5.5掛ける4が実際の支給率でございます。こんな形になってございまして、台東区さんが一番高いんでしょうか。台東区の区長が1年につき6カ月ですので、任期が4年ありますので、4掛ける6の24月分という形になってございます。

なお、欄外に書いてございますが、千代田区は退職手当につきましても、区長は現在10%減、副区長が5%減でございます。ということで、本年2月に区長選があったわけでございますが、区長が受けた退職手当につきましても、この条例本則からさらに10%減じた額が現に支給された。副区長につきましても5%減じた額でございます。荒川区さんについては、現任期中は支給をしないというような扱いになっていると聞いております。

それから、最後でございます。資料12でございます。これもご参考までに、国及び東京都の報酬額の状況を一覧にさせていただきました。国につきましては昨年11月1日現在ということで、内閣総理大臣が報酬額207万1,000円。一番下、国会議員。国会議員は報酬ではなくて歳費という言い方ですが、130万1,000円ということで、こんな形です。ちなみに東京都につきましては、都知事が155万1,000円でございます。ただ、これは欄外に書いてございますが、都知事につきましても、職員の地域手当の支給率が14.5%から16%に引き上がった関係で、報酬月額を1.27%引き下げるという報酬審議会の答申があったということで、現在、153万1,000円に改定されてございます。この153万1,000円に16%の地域手当がついた額が都知事の給与額でございます。なお、都知事につきましても10%減額しているということでございます。副知事が126万5,000円ということで、以下、このような形になってございます。

ちなみに東京都につきましては、一般職の給料のほかに、いわゆる局長級につきましては指定職というわけでございますが、局長の一番高い報酬が参考で書いてございます。116万2,000円ということで、特に都知事、副知事、あと区長、副区長もそうかと思えますが、一般職の給料額を超える金額、一般職と逆転現象が起きないというようなことも報酬額決定の1つの目安になっているのかなと考えてございます。

	<p>大部な資料を一気にご説明申し上げましたのでわかりにくいところがあるかと思いますが、不足の部分はご質問いただきまして、お答えさせていただきたいと存じますので、よろしく願いいたします。</p>
<p>武藤会長</p>	<p>どうもありがとうございました。只今説明を受けたわけではありますが、このほかに必要な資料がございましたら、お申し出いただきたいと思いますが、もう既に膨大な資料で、もっと資料というのは消化不良を起こすだけかもしれませんけれども、必要な資料がもう少しあるかと思えますので、いかがでしょうか。ご意見ございませんか。</p> <p>では、私のほうから。区長も最初に資料がまだ続いているんだということをおっしゃっておられた。例えば、意見を述べることになっておりますところの、議員さんの手当に関して、各種手当支給、資料7を見ますと、通勤手当のかわりに費用弁償を充てているということですが、この費用弁償についても各区の状況に関する資料があるということだと思います。各区の状況を調べていただきたいと思えます。</p>
<p>総務職員課長</p>	<p>はい、わかりました。</p>
<p>武藤会長</p>	<p>それから同様に政務調査費についても先ほどご説明があったのは、会派に15万円ということですから、1人の議員さんで会派に15万円ということは。</p>
<p>総務職員課長</p>	<p>1人15万ということです。</p>
<p>武藤会長</p>	<p>1人15万ですね。だから、10人の会派には150万円で、5人の会派には75万。</p>
<p>総務職員課長</p>	<p>はい。月額ということです。</p>
<p>武藤会長</p>	<p>ほかの区では、どういう状況なのかということに関して資料をいただけたらと思います。ほかに何かお気づきの。</p>
<p>藤原委員</p>	<p>それに関連して。</p>
<p>武藤会長</p>	<p>はい、どうぞ。藤原委員。</p>
<p>藤原委員</p>	<p>政務調査費の受け取りとか、要するにきちっとした会計報告というのはどの程度行われているかということについては、資料とかルールはおありですか。</p>
<p>総務職員課長</p>	<p>それは岡本委員のほう詳しいかもしれません。私が申し上げていいでしょうか。</p>
<p>岡本委員</p>	<p>それについて。はい。いずれ出てくるだろうとは思いますが。前回も一応そういう資料を補充で出していただいたと思うんです。政務調査費も含めるかどうかというのは1つあるんですけど、根拠になる法律が若干違うということと、性格が若干違うというので、今のところは、ここは別立てで走っていますが、報告書を必ず公開していますし、インターネットでも公開しています。政務調査費はもらい切りじゃなくて清算方式なんです。ですから、使い切れない人は返すというシステムですから、いただきっぱなしとはちょっと違う。</p> <p>それから、会計責任者とかいまして、議会のほうに行けば、報告書も</p>

	過去13年から全部ついておりますから、こんな膨大ですけど、領収書も全部1枚ずつついていきます。
藤原委員	時々、いろいろな話が出ますので。
岡本委員	それで、我々もあそこの額とか中身とか、いわゆる使途、使い道とか随分いろいろやってきまして、訴訟も品川区さんが一番最初に経験したんですけど、港区も若干、目黒とかも一時、随分問題になりましたので、なるべくすべて全部出す。それから、やっぱりいろいろ議論している中で、会派間での、こういうものについてはもうやめようとか、あるいは、この額は最低、上限値、このくらいにしようとかいうトレーニングを相当積んできまして、最初、スタートしたときよりは、我々が見ても、完全じゃないですけど、まあまあかなという感じはしております。ですから、事務局に行けば、何年分とか、あるいは、四半期ごとに清算していますから、大体それでどうだというのが揃っていますから、言っていたら、この場に出していただければと思います。
武藤会長	ありがとうございます。では、この委員会としては意見を述べるということですので、他区の状況の資料とか、運用のルールのような資料を出していただいて、どのような意見を述べるかということも考えたいと思います。 そのほか、いかがでしょうか。
藤原委員	もう一つ、いいですか。
武藤会長	審議のほうはまた次にやります。
藤原委員	いや、この資料について。
武藤会長	はい。
藤原委員	資料について。
武藤会長	資料についての内容に当たるところでしたら。
藤原委員	いえ、極めて基本的、初歩的な質問です。
武藤会長	そうですか。
藤原委員	はい。
武藤会長	では、資料については随時ということで、よろしいですか。
総務職員課長	結構です。
武藤会長	私もまだもう少し追加の資料が必要だと思いますので。では、はい、どうぞ。藤原委員。
藤原委員	わからないところだけで。
武藤会長	はい、どうぞ。
藤原委員	給料と報酬の言葉の定義ですけれども、私は区長、副区長のように勤

	務形態がかなり定型化している。わりあい、勤務時間もキャッチできるような方の支払いは給料であり、議員さんのような非常につかみがたい人たちに対しては報酬だなどと思っていたんですが、この書類を見たら、給料または報酬じゃなくて、月額給与（報酬）というのがありまして、一緒に考えられていて、区長、副区長も並んでいたの、この定義がどのようなのか、ちょっと教えていただければ。
総務職員課長	資料の説明が悪かったんですが、常に勤める常勤の特別職は給料という言い方です。非常勤の特別職が報酬でございます。
藤原委員	そうすると、行政委員の場合は？
総務職員課長	行政委員はすべて非常勤です。
藤原委員	非常勤ですね。
総務職員課長	報酬です。
藤原委員	でも、あるところでは行政委員でも給料と出てくるんです。もらった経験があるんです。
総務職員課長	監査委員さんについては、常勤の監査委員さんという制度ができています。常勤監査。千代田区は常勤の監査委員さんがいらっしゃいません。非常勤しかおりません。ということで、報酬という名称になります。
藤原委員	私は非常勤で給料でもらっていましたが。
武藤会長	それは源泉徴収票のお話だと思いますが、千代田区が間違っています。私も給与、賞与でもらったことがありますけど、それは千代田区の間違いで、特別職は報酬として源泉徴収票をつくらなくてはいけないんです。法律上そうなっていますので。
総務職員課長	源泉徴収票は。
武藤会長	源泉徴収票。給与、賞与の。
総務職員課長	源泉徴収票のほうですね。
武藤会長	それで給与だと勘違いされて、しかも雑収入として経費控除の対象になりませんので。
総務職員課長	申し訳ございません。私の言葉がちょっと足らなかったです。今申し上げたのは、区の会計予算。実は予算上、給料というのと報酬というのと科目が分かれています。区長は給料で出しているはずで。常勤の職は我々も含めて、全部給料です。非常勤、要するに、毎日来なくていいよという方については報酬。
武藤会長	それはわかったと思うんですが、藤原委員が言われたのは。
総務職員課長	税法上の。
武藤会長	給与でもらったことがあるというのはおそらく源泉徴収の話です。

総務職員課長	そうですね。
武藤会長	私もそういう経験があります。したがって、そこはまた別の議論ですが、来年1月ごろに千代田区から送られてくる源泉徴収票を見ながら、そこで考えたいと思いますが、それは多くの自治体でおかしな点が結構あります。 その点はよろしいですか。
岡本委員	資料のほうでよろしいですか。
武藤会長	はい。じゃ、資料のほう。岡本委員。
岡本委員	<p>途中からでもいいですけれども、多分途中で議論の中で必要な資料というのはまたよろしくお願ひしたいと思うんですけど、先ほどの説明の中で、議員は非常勤の特別職という、今まで大体そういう常識できているんですけど、言われたんですが、去年の自治法改正で、あえて議員の報酬支給の方法等が、条文を別立てにされたんです。今まで非常勤とか各種委員と同じところに議員の報酬というのも書かれて、1つの条文です。そこが議員だけ別に議員報酬ということで条文が別立てになったんです。国会でわざわざ法改正がされて。したがって、議員の報酬については、あえて言うと、非常勤とも書いてないし、常勤とも書いてないんです。だから、余計わからなくなったのかもしれませんが、そういうことで、今までの議員報酬のとらえ方と少し概念が違う。一口で言うと、法律の根拠規定が分けられたという。今まで非常勤の職員、あるいは各種委員会の委員と同じように議員報酬も書かれていたんですけど、あえて条文を分けられたということで、平たく言うと、特に県会議員なんか、我々は国会議員みたいに非常に専門に近い、したがって報酬ではなくて、もう歳費というふうにしてくれというような要望を随分やっていたんです。でも、結局歳費というのは、ちょっと国会議員と一緒に無理じゃないのかみたいな形で、結局、議員の報酬というふうな言い方を、こういうふうにして議員報酬ということで条文を別につくっちゃったんです。ですから、非常勤と同じところには書かれていないということで、あえて言えば、議員は我々の業界言葉でいうと、選挙で選ばれた議員ですから、普通の委員とは違う。したがって、厚生省とか何か勝手にいろいろ言っていますが、ちょっと法律上の整理がされたということを経験した前提で認識しておいていただいたほうがいいかなというのが1点です。だから、今までと位置づけが、延長線上では考えなくてもいい。逆に言えば、日割りで考えてもいいと、私はそんなふうな理解をしています。</p> <p>それからもう一つ、前回からこの委員会は、それまではずっと非公開ということであったようなんですけれども、前回、千代田区が非公開なんておかしいじゃないですか、情報公開日本一を目指すなんて言われていたもので、そういうことから前回から一応公開ということにさせていただいたのでよかったですと思います。今回も非公開と言ったら、言わなきゃいけないんですけど。</p> <p>それから前回、議員報酬について、各委員さんで、議員さんは多分この報酬等以外に国会議員みたいに臨時収入があるんでしょう、いわゆる政治資金です。そういうようなことを本当に真面目に思っていたことが何人かおられましたので、それは区議会についてはほとんどない。それから、報酬は議員さん、やっぱりちゃんと税金を取られるんですよ。その辺の認識も前回、「え？」とかいう人もいましたので、議員報酬も手取りは四十何万ぐらいとか言っていましたよね。そうなんちゃう。</p> <p>あと前回、議員報酬については大分ばらつきのある認識がありましたので、</p>

	<p>たしか1回ぐらい、議員さんにこの場に来ていただいて、ヒアリングをしよう。実態をちゃんと正直に言えというような感じで。ですから、必要があれば、また委員長、いろんな各種、一般都民の方にアンケートをとるとか、誰を参考人でお呼びして意見を聞くとか、運用の仕方、多様な審議をより深めるために必要な措置を講じていただければありがたいなと思います。皆さんにおわかりいただいて、そんなふうに思っておりますので、よろしくをお願いします。</p>
武藤会長	<p>第一点の制度変更について、どういう制度変更があったのか。その制度の考え方はどうなのかというようなことを整理してもらって資料を出していただいたほうが、なぜそんな変更になったのかというのを少し国会の発言の中から探していただければと思います。それが1つの資料かと。</p> <p>それから議員さんのヒアリングということについては、資料というよりも今後の議事の運営ということですので、区長が先ほど、秋ごろまでにとということでしたので、議員さんのご都合のいいときに、今、岡本委員がおっしゃられたように、この数字では見えない実態、そういうものをお聞きするという会を設けてもよろしいかと思います。</p>
番委員	<p>ちょっと関連で。</p>
武藤会長	<p>はい、どうぞ。</p>
番委員	<p>公開でというのは異議なしと当然のように申し上げましたけれども、この公開の意味というのはどういう意味なんでしょうか。例えば、法制審議会が議事録が出たり、最高裁の規則制定諮問委員会でも議事録が出るんですけども、法制審なんかまだぐちゃぐちゃやっていて一番遅れているところなんですけれども、公開というのは、例えば、これをやっていますよとどなたかにオープンにするとか、そういう意味なんですか。</p>
総務職員課長	<p>はい。基本的に会議および会議録の公開、当然、会議録につきましてはご確認いただいた後という扱いになります。特段非公開にしたいということであれば、また会ごとに委員の皆さんにお諮りをして、お決めいただくという形になるかと思います。</p>
番委員	<p>議事録もホームページにアップするというような形になるのですか。</p>
総務職員課長	<p>ホームページにするか、下に情報公開コーナーがありますので、そこに備え置くかというような扱いです。</p>
番委員	<p>はい。ありがとうございます。</p>
武藤会長	<p>委員会の傍聴というのはどうなんですか。</p>
総務職員課長	<p>会長が許可をする、会長が許可をすれば、構わないと思います。</p>
武藤会長	<p>第一回目はまだ公開か非公開。</p>
総務職員課長	<p>そうですね。一応下には出たよね。</p>
事務局	<p>会議がございますという案内はでております。</p>
総務職員課長	<p>会議案内はあります。ただ、公開、非公開はまだ出していません。で</p>

	すから、次回から。
武藤会長	公開決定がされた段階で、「どうぞ、お入りください」ということをするわけですね。
総務職員課長	はい。
武藤会長	いらっしゃる。
総務職員課長	はい。
武藤会長	2回目以降は最初から入っていただくということになるんですね。
総務職員課長	そういう形も、もし傍聴したいという方がいらっしゃれば。
武藤会長	委員長のほうの許可ということで。
総務職員課長	そうです。許可ということです。
岡本委員	すいません。
武藤会長	はい、どうぞ。
岡本委員	公開すると言いつつちゃうと、委員長の許可は要らないです。
総務職員課長	全部の？
岡本委員	委員長が許可するのは原則非公開ということ。だから、そこはということです。断るといのは非公開になります。秘密会ということです。公開というのは原則どうぞということですから。
番委員	公開、普通は要らないんですね。
岡本委員	許可は要らない。
番委員	そういうことでは議論するんだけど、委員会そのものを公開ということは普通。
総務職員課長	公開原則ということで。
武藤会長	一応ここでの公開というのは、委員会の公開も議事録の公開も。問題は議事録のところ委員名を出すか出さないかという細かいところですが、それはどちらでしょうか。
総務職員課長	今、私どものほうで準則をつくるという作業をしているんですが、最終的にはその結論を見てからですけれども、基本的に委員の名称は固有名詞じゃなくて委員、事務局というような整理が妥当なんじゃないのかなと思っています。ただ、その扱いについては、これから最終的に。
武藤会長	準則じゃなくて、この委員会で決めたほうがよろしいんじゃないですか。
総務職員課長	それでも。会議録を次回、お出ししますので、ご確認いただいた段階

武藤会長	<p>でお決めいただいても結構です。</p> <p>そうですか。では、今決めずに、次回見てからでよろしいですか。では、そうさせていただきます。</p> <p>そのほか、資料についてはいかがでしょうか。実質、内容についてもいかがでしょうか。</p>
岡本委員	<p>すいません。聞いてあれなんですけど、冒頭言いましたように、行政委員会の委員の報酬ももう簡単な1枚ペラでいいと思いますから、お願いできたらなと思います。</p> <p>それからもう一つ、監査委員は行政委員会の委員とはちょっと性格が違うと思います。あれは監査委員会とは言いません。そこは少し。選挙なんかひっくるめて、マスコミ報道なんかやられていますけれども、ちょっと違うんじゃないかと思います。指標は一緒でもいいんですけど。</p> <p>それからあと会議の開催を、これはもう皆さん方の都合もあると思うんですが、今後もうこうやって昼間、ウイークデーにやるのか、あるいは夕方やるのか、いろいろやりとりの中で弾力的にやっていただければと思います。</p>
武藤会長	<p>はい。じゃ、資料について私のほうからお願いしたいところは、やはり議会全体の費用というんでしょうか、議会費というんでしょうか、それがどんなふうになっているのかということが重要かと思います。例えば、議員さんの報酬でいっても、人数との関係が当然出てきますので、少ない人数でしっかりやっているのか、多くの人数でやっているのかというようなことも日本全体で見れば広いでしょうから、23区の場合も千代田区の4万人から世田谷の80万人まで20倍の開きがありますから、そういう中で比較するのはなかなか難しいと思うんですが、どういう状況になっているのかということや、23区全部でなくてもいいと思うんですが、人数の多い区と、それから人口の多いところと少ないところの差がありますから、世田谷区と比較してもあまり意味がないと思いますので、人口規模の小さいところの比較があるといいと思います。</p> <p>では、資料についてはそのくらいにいたしまして、ほかにお気づきの点があれば、随時、この資料についてはご意見をいただくことにします。本体の内容について、資料の内容について、ご意見をいただければと思いますが、いかがでしょうか。</p>
氏家委員	<p>質問。</p>
武藤会長	<p>もちろん質問でも結構です。</p>
氏家委員	<p>地域手当ですけども、これはそもそもどういうものなのか。各地方自治体によって、どこかがゼロでプラスマイナスがあるのかということと、あと今、引き上げになっている理由。そこら辺をご説明いただきたいと思います。</p>
総務職員課長	<p>今日はちょっと資料がないので、次回はわかりやすく用意をさせていただきたいと存じますが、平成18年に国が従来、調整手当と言っていたんですが、それを地域手当と名前を変えて、具体的に申し上げますと、国ですから給料表は全国一律なんですけど、実態論として東京と北海道とでは物価水準が違うということで、全国を1級地から6級地まで分けて、1級地というのは東京の特別区の区域が18%余。6級地というのは3%余。給料本体は同じなんですけど、地域手当の部分で、要するに物価</p>

	<p>水準もろもろ、生活水準の違いを加味してあげるということをやり始めたんです。国がそういうことで、当然地方も国に準拠しなさいということで、特別区もそれまで調整手当ということで12%の調整手当があったんですが、これを平成19年1月から13%にしました。その分、給料表、給料本体を引き下げました。去年の1月から14.5%にしました。さらにまた給料表を引き下げました。21年1月から16%。最終的には18%にするということで、ちょっとこれは来年か再来年か、まだ人事委員会の勧告が出ていないのでわからないんですが、最終的には18%にする。それに見合う分、給料本体を引き下げるということになっています。</p> <p>これが地域手当の中身でございまして、毎月の収入ベースでは、勧告そのものがこの数年、変わらないんですが、実態論を申し上げますと、給料月額が結局引き下げになっていますので、その部分は、例えば退職手当だとか手当にはね返って、要するに総体といたしましては減の方向になっているんです。そういうのがまだ実態でございまして、国の国家公務員に準拠した形ということで、今、各自治体ともこういう取り組みがなされている。</p> <p>ただ、新聞報道等によりますと、国が3級地と、3級地という12%ですが、定めているにもかかわらず、ある自治体は例えば13%とか14%、支給していたみたいなケースがあったりして、昨今、逆に地方交付税を減額措置するとか、そういうような国からの指導が入っている自治体もあるやに聞いておりますが、我々特別区については国準拠ということで特段そういうことはないわけですけれども、そんなような状況でございまして。次回、わかりやすい表か何かをつくってお示しさせていただきたいと思っております。</p>
藤原委員	ちょっといいですか。
武藤課長	はい、どうぞ。藤原委員。
藤原委員	私もわからないんですけど、特別区人事委員会の勧告ということは、国の方針が出てから18%について検討なさって。
総務職員課長	そういうことです。
藤原委員	そういうことですね。それで区によって、これは採用せずというところもございましてよね。23区。
総務職員課長	23区の中、特別職の報酬ですね。
藤原委員	ええ。
総務職員課長	はい、そうです。
藤原委員	それで、この場合、何だか退職金が2等級はね返るとか、賞与ということで違いが出てくるというお話がありましたけれども、何でそんなややこしいことをするのかと私には誠に理解不可能なんです。しかも今おっしゃったように、地方交付税の出し方云々というところまでいきますと、何で国はこういうことを突然18年に言い出したのかということなんです。何か必然性があったんでしょうか。ちょっと関係ないかもしれないけど、わけのわからないいろいろな細工がなされているということで、ちょっと疑問があったものですから、お尋ねします。

総務職員課長	<p>もともと平成18年に国家公務員について従前の調整手当を廃止して地域手当を導入したという理由が、国の人事院の勧告の中身ですけれども、民間企業の賃金が全国平均を下回る、民間のほうが安いという地域に対しても、国は絶えず調整を行っていなかったということで、この地域手当を1級地から6級地という形で細分化して、各地域における官民の給与水準を民間に均衡させるというようなことで入れたと伺っています。現実問題、特別区人事委員会については特別区の給料は1個ですので、何でそんな地域手当を入れなきゃいけないのかという議論はあろうかと思いますが、現実問題として国準拠という形で特別区も18%目指して、段階的に本体を引き下げて、地域手当を上げるという取り組みがなされているということです。</p>
藤原委員	<p>去年の11月段階では12%というところが多いですよ。</p>
総務職員課長	<p>多いですね。それは各特別区の報酬審議会が必ずしも常設もしくは毎年、諮問答申という形になっていないので、12で固定されたままというところも現にあらうかと思うんです。</p>
藤原委員	<p>いずれは上げていく？</p>
総務職員課長	<p>上げるところと、あと先ほど申し上げたように、中野区さんみたいにいつそのこと廃止しちゃうというところもあるかもしれません。それはご判断だと思うのですが、ご議論いただかなければいけない部分です。</p>
武藤会長	<p>国の場合には、非常に平均所得の高い東京都や神奈川と、沖縄のように平均所得が10分の1ぐらいしかないところがありまして、そうすると国家公務員の給与はそれなりに差があるんですが、沖縄に行くと、ものすごく高くなってしまふということなんです。本来、国家公務員の給与というのは地域の給与に準拠して考えるべきだということなんです。日本全体でそれを見ていたものですから、地域的な差が十分反映されていなかった。そこで低いところを下げるというのが趣旨で、高いところは、結局は同じなんです。十何%になろうとしても、給与を下げて、手当を上げているから総額は変わらないということで動いています。だから、地方に行くと、今度は減額一方だということで、地方の公務員、地方に勤務する国家公務員からは大変批判の多い改定かなと思うんです。地域から見れば、そこのところに国家公務員と民間企業の格差が縮まっていくと言えるかもしれません。それでもまだまだ全体的に沖縄などを見ると、飲み屋さんというのは役所の周りだけという。民間企業は所得が低いというような状況もあります。</p>
番委員	<p>そういうことで逆の意味でエリート化、国家公務員の中のエリートは東京にいるということで、実際に給与が国家公務員の中でも、裁判官なんかも特にそうなんです。全然違ってくるというような機能を果たしている。現実にはそういう傾向もあります。</p>
武藤会長	<p>そうですね。</p>
番委員	<p>国家公務員の。</p>
武藤会長	<p>それから、それがすぐに適用されないために、短期で異動して戻ってくると、結局は高い。今のところ、そういう制度もあります。</p>
総務職員課長	<p>すいません。時間が大分過ぎたので。</p>

武藤会長	そうなんです。今日は何時間でしたっけ。
総務職員課長	11時半までということです。
武藤会長	これはちょっと始まりが遅かったですから。
岡本委員	すいません。あと一点だけ、23区が非常に比較しやすいので、資料が限定バージョンですけど、参考でいいですから、市の周辺も多分相当格差があると思います。
総務職員課長	東京都下でよろしいですね。
岡本委員	都下でいいです。同じ東京なのに。はい。
武藤会長	そうですね。確かに三多摩格差と言われますね。 では、時間も過ぎておりますので、今日はまた資料をお時間のあるときに見ていただいて、いろいろご意見をいただくところがありましたら、また次の委員会のときに、審議会のときにご議論するというところで進めていきたいと思えます。 そうしますと、次回の委員会の日程等については、先ほど、岡本委員から時間帯のご意見がございましたので、次回の日程について、あるいは時間帯について決めていきたいと思うんです。事務局のほうでは、次回の沿革についても。
総務職員課長	できれば、5月の連休明け以降で第2回目をお願いできればありがたいのですが、具体的には。
武藤会長	いかがでしょうか。5月の連休明けということですが。6日に連休が終わって、7、8も含めて連休にしている企業等もあるかと思えます。生産調整という意味もあるかと思えますが、休みが多いのはうれしいことですがけれども、仕事ができない人たちにとって困る部分はあるかと思うんです。11日の週にしましょうか。
総務職員課長	そうですね。11日の週か18日の週ぐらいで、お時間は先ほどご意見がございましたので。
岡本委員	時間幅を調整しやすいと思うんだけど。
水野委員	午後がいいね。
岡本委員	午後とか夕方とかですね。あけやすい時間帯でいいのかなと。
武藤会長	それでは、私は火曜日、木曜日、土曜日は授業ですので、月水金あたりのほうが助かるんです。12日は教授会がございましてだめなんですけど、11日月曜日の午後、それから午前中は一応全部あいております。なぜかといいますと、社会人の大学院なものですから、夜9時40分まで授業をやっている状態で、その意味で夜遅いから朝は授業がないという状態です。土曜日は除いてですから、土曜日は午前中から授業がありません。 いかがでしょうか。では、私のほうから提案してよろしいですか。
総務職員課長	はい。結構です。

	(日程調整)
総務職員課長	じゃ、18日の週ぐらいということで、後ほど、私ども事務局のほうで調整させていただきます。万が一、予定があったというときはご容赦ください。
武藤会長	では、そういうことで今後進めていきたいと思います。また資料に関して、お気づきの点がございましたら、事務局に直接お願いをしていただいても構わないかと思います。 あとは何かありませんか。お気づきの点、ございませんか。よろしいですか。
委員	はい、いいです。
武藤会長	事務局は。
総務職員課長	はい。結構です。
武藤会長	それでは、お忙しい中、お集まりいただきまして、どうもありがとうございました。今回はこれで閉会とさせていただきます。どうもありがとうございました。
	— 了 —